

クマの被害に遭わないように 目ごろから心がけること



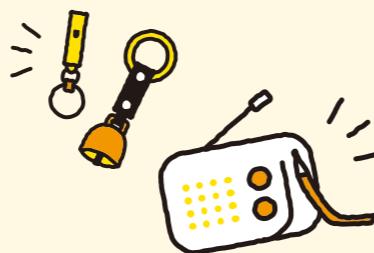
クマを寄せ付けないためには

- ・生ゴミや農作物の残り物を屋外に放置しない
- ・家屋や納屋、倉庫など建物の扉は確実に閉める
- ・食べない果実や木の実も放置せず収穫する
- ・農作物や養蜂箱は電気柵で囲む
- ・耕作放棄地や竹やぶなどは整備する



クマに出会わないようにするには

- ・クマ鈴やラジオなど、音の出るものを携帯する
- ・なるべく複数人で行動する
- ・クマの行動が活発になる早朝や夕方、夜間の外出は特に注意する
- ・農作業やレジャーでは、周囲の音に注意する
- ・クマの新しい足跡やふんを見ついた場合は、すぐに引き返す



クマに出会ってしまったたら

- ・近くに建物や車があれば慌てずに避難する
- ・クマが遠くにいる場合は、大声を出さずに落ち着いてその場を離れる
- ・クマが近くにいる場合は、目をそらさずゆっくりと後ずさりする
- ・クマが襲ってきた場合は、撃退用スプレーがあればクマの目をめがけて噴射する。撃退用スプレーが無い場合は、その場に伏せ、両手で頭部や首回りを保護する



クマに出会った時に 取ってはいけない行動

- ・死んだふり…クマは死んだ動物も食べるため、死んだふりは効果がありません
- ・走って逃げる…クマは走るものを探いかける習性があり、時速約50kmで走るために追いつかれます
- ・子グマへの接近…子グマの近くには必ず母グマがいるため、絶対に近づかないこと。母グマが攻撃してくる可能性が高いです

ツキノワグマに 注意!!

問い合わせ 森林課(☎402316)



クマによる被害が全国的に多発している中、本市でも山間地域において毎年3~8頭程度の目撃情報が寄せられています。11月には、市内の山林内で狩猟者がクマに襲われる被害が発生しており、市街地や郊外においても被害の危険性があります。

国では「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」を改正し、「緊急銃猟制度」を創設しました。この制度では、市町村長は危険鳥獣(クマ類・イノシシ)が人の日常生活圏に侵入したこと、人の生命・身体への危害を防止する措置が緊急に必要であり、銃猟以外での捕獲が困難であると判断される場合に、地域住民の安全確保などの条件の下で、捕獲者などに銃猟を委託することができます。

このことを受け本市では、緊急銃猟の体制を整備し、市街地などにクマが出没した場合、迅速かつ安全に捕獲できるよう準備を進めています。

市民の皆さんも、日ごろからクマを寄せ付けないことや、出会わないようにすることを心がけ、目撃した場合は森林課または藤岡警察署まで連絡をしてください。



本市のツキノワグマ目撃数および誤認捕獲数*

年度(令和)	目撃数(頭)	誤認捕獲数(頭)
3年	8	1
4年	3	1
5年	8	3
6年	7	2
7年10月末まで	8	1

*シカやイノシシ用のわなにクマがかかるなど、意図しない鳥獣が誤って捕獲されること

県では、注意喚起を目的として「群馬県クマ出没マップ」を作成し、県ホームページで公表しています。
日常生活や外出の際に活用してください。

